



2024年10月1日から社会保険の加入基準が変わります

2024年10月から社会保険の適用範囲が広がり、より多くの方が社会保険に加入することになります。今号では、対象となる方の条件や、ダブルワークをしているパートタイマーの人などが両方の職場で社会保険に加入する条件を満たしている場合、どうすればいいのかについても詳しく説明します。

《今回の記事は、面川が担当しました。》

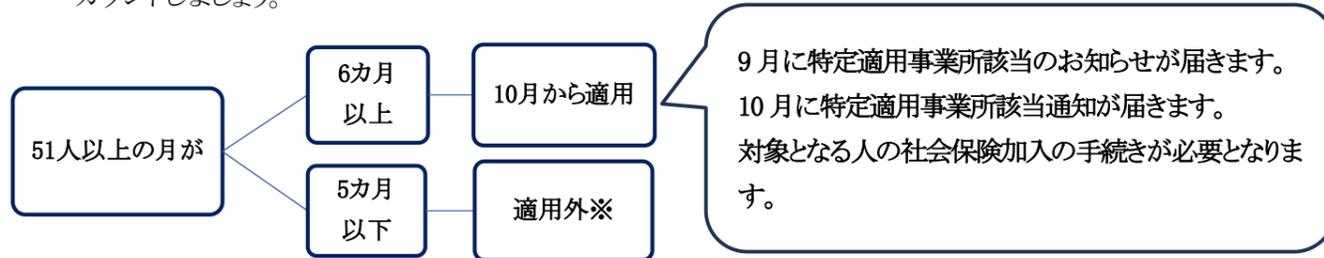
■ うちを対象? 対象となる会社と加入基準について ■

短時間で働く人の社会保険の加入基準が10月から変更されます。具体的には、以下の条件を満たす場合、社会保険に加入することになります。

会社の従業員数(厚生年金加入者)が51人以上であること(現在は101人以上の会社が対象)

▶ 特定適用事業所と呼びます

この変更により、これまで対象外だった多くの短時間労働者が新たに社会保険に加入することになります。まずは自社が対象となるか、2023年10月~2024年6月の月末時点で社会保険に加入している人の数をカウントしましょう。



※ 6月末時点で5カ月以下の場合でも、7月から9月までに51人以上の月の数が6カ月となった場合は10月から特定適用事業所となります。2024年10月以降も過去1年間に51人以上の月の数を確認して、6カ月となった月の翌月より特定適用事業所となります。(確認は日本年金機構が自動で行っています)

特定適用事業所に該当した場合、下記の条件すべてにあてはまる人は新たに社会保険に加入することになります。

- 週20時間以上勤務すること(現時点で雇用保険に入っている人が対象)
- 月額賃金が88,000円以上であること(時間外手当や精皆勤手当、通勤手当は含まれません)
- 2カ月を超える雇用の見込みがあること
- 学生ではないこと

社会保険



<関連記事>

No209(令和4年11月号)「週20時間以上働く人は社会保険に加入する必要があります」

No221(令和5年11月号)「年収の壁」ってなに? 仕組みを理解して、よりよい働き方を検討しましょう

■ 2カ所以上で社会保険の加入要件を満たした場合 ■

ダブルワークなど複数の事業所で働く場合、それぞれの事業所で社会保険の加入要件を満たすことがあります。このような場合、どちらの会社でも社会保険に加入することになるため、次のような手続きを行う必要があります。

Case1: A社で週20時間、B社で週20時間勤務し、各社での報酬がそれぞれ月額88,000円以上の場合、A社とB社の両方が特定事業所だとすると、「両方の事業所」で社会保険に加入することになります。

Case2: A社で週25時間、B社で週15時間勤務し、各社での報酬がそれぞれ月額120,000円と70,000円の場合、A社が特定事業所だとすると、「A社のみ」で社会保険に加入することになります。

Case1に該当する場合は下記を行います。

- 1. 主たる事業所の選択**
健康保険証は1枚しか発行されません。どちらか1つの会社をご本人が選びます。
- 2. 健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届の提出**
ご本人が、日本年金機構にこの届出を提出する必要があります。顧問先様が「主たる事業所」として選ばれた場合はあおば事務所が手続きを代行いたします。
- 3. 保険料の按分**
各事業所で受け取る報酬月額を合算し、その合計額に基づいて標準報酬月額を決定します。その後、保険料は各事業所の報酬月額に応じて按分されます。

<保険料の計算>

例えば、A社で月収200,000円、B社で月収100,000円の報酬を受ける場合、合算した300,000円が標準報酬月額となり、これに基づいて保険料が決定され、A社とB社で按分して支払うこととなります。

以上、今回は社会保険についてご説明しましたが、2カ所以上で勤務される方の雇用・労災保険については下記のような取り扱いとなります。

雇用保険：主たる事業所1カ所のみで加入する。

労災保険：本業・副業いずれの事業所でも対象となる(保険料は全額事業主負担)。労災保険給付については全ての就業先の賃金額を合算した額を基礎として1日あたりの給付額が決定される。

なお、詳しい情報や手続きについては、あおば事務所までお問い合わせください。